

# 「学校安心ルール」

大阪市立菅北小学校

令和3年4月15日

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけるよう指導するとともに、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができるよう指導します。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

※子どもには一人ひとり特性があり、性格・生活環境・成育歴などにも違いがあります。また、その日の体調や気持ちによって、態度や行動に影響が出ることもあります。「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示です。学校は、子ども一人ひとりの状況等を十分にふまえ、寄り添い、家庭等と連携しながら対応について判断します。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかないようにしましょう	・ルールを守りましょう	・人を大切にしましょう	・しっかりと勉強しましょう	
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・先生の言うことを素直に聞かない ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業をさぼり教室を抜け出す	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・先生の言うことに対して反抗する ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・お金や物のやりとりをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、わざとじやまをする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物をわざとこわしたり、すてたりする	・先生の言うことに対して激しく反抗する ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引き・たばこを吸うなど法律に違反するようなことをする	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター等)と連携し、学校内で指導を行う。